

六月五日 祭生

六月十二日 解決

三 事業主側

- (1) 名 籍 新鶴 中木マ(何人至堂)
- (2) 所在地 新鶴五丁目十番地
- (3) 事業主住所氏名 是正新鶴五丁目八番地 後井 五八

(4) 事業の種類 活動信真館

給 萬 円

(5) 資本金

(6) 企業系統

松竹系

(7) 使用労働者数

一 二 名

(8) 労働賃銀

表方男三 家内人女五 被手男二 吉番男一女一
 男最高月五十五円 最低月三十八円
 女 " 二十一円 " " 十八円
 以上平均月三十四円十美

(9) 退取手当制度並福利施設の有無

退取手当制度アリ(別記通り) 福利施設ナシ

(10) 事業主ノ団体関係ナシ

四 労働者側

(1) 年課参加者数

六名(表方男三 家内人女三)

(2) 年課参加者中組合加盟者並其ノ組合名

三名(男) 終同盟関東一般使用人組合

(3) 提携団体名

同 右

五 年課祭生祭因

標記事業主とアリテハ去ル六月五日及六日ノ両日ニ亘リ表方
 三名ニ対シ祭生ノ月給五十円乃至五十五円ヲ一律ニ四十円ニ
 減給スル旨言渡シタルニ組合本部員ノ提携ヲ得テ之ニ反対
 タルニ因ル

六 経過